様式第4号（第12条関係）

複製厳禁
第2024-9456-0

一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可証

住　　　　所　　鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
法人名（屋号）　株式会社　赤碕清掃
氏　　　　名
（代 表 者）　代表取締役　小椋　康広

令和6年6月25日付で申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和6年7月5日

北栄町長　手嶋　俊樹

記

1　事業の種類
一般廃棄物の収集運搬

2　事業の区域
北栄町全域

3　取り扱う一般廃棄物の種類
一般廃棄物及び浄化槽汚泥

4　許可の期間
令和6年8月1日から令和8年7月31日

5　一般廃棄物の搬入先
中部クリーンセンター、ほうきリサイクルセンター、（株）鳥取再資源化研究所、（株）赤碕トランスネット　木材リサイクルセンター

6　許可の条件
（1）　搬入については、搬入先の指示に従うこと。
（2）　収集運搬において次の混載を行わないこと。①市町間混載　②町委託事業者委託分の場合に許可分との混載　③可燃・不燃・粗大ごみの場合その混載　以上。
（3）　収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。